

《成年後見制度とは》

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な場合、契約や財産管理などといった法律行為が困難になることがあります。

成年後見制度には、そのような方を支援するために家庭裁判所が“成年後見人”“保佐人”“補助人”を選任する『法定後見制度』と、本人が判断能力の十分なうちに自らの意思で後見人を決め、支援してもらいたい内容を契約しておくなど後見制度の利用を準備する“任意後見制度”があります。

《高まる市民後見人への期待》

近年、成年後見人は親族よりも専門職が多く選任されています。その理由として、後見人候補者となる親族がいない単身高齢者の増加や、親族後見人による財産の使い込みなどの不正が問題視されたためです。そのため弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が多く選任されています。

今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加するに伴い、成年後見人の需要はさらに高まっていくことが見込まれています。

このため社会貢献への意欲や倫理観が高く、同じ市民としての視野を持つ一般市民が家庭裁判所の選任を受けて『市民後見人』となる動きがひろがっています。

《本会発足の経緯》

超高齢化社会の日本において、わたしたちは認知症と無関係でいられない時代を生きていかなければなりません。このような状況のなかで、『三多摩市民後見を考える会』は三多摩地域在住の市民が自主的に集まり、お互いに協力しあうことで、各地域において成年後見制度の啓発と利用促進を図り、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに寄与することを目的として、平成22年9月に設立しました。

一緒に活動してくださる 会員募集中！

当会は法人後見受任を目指し、成年後見制度の普及啓発活動や見守り支援事業を行っています。一緒に活動してくださる仲間を大募集しています！

Facebook



HP



**これで安心！マイライフ
住み慣れた地域で
安心して安全に
その人らしい生活が
送れるよう
支援するため
成年後見制度を学習し
啓発と普及活動
を行っています。**

NPO法人 三多摩市民後見を 考える会



代表 川杉 芳枝

TEL・FAX 042-531-0624

携帯 090-7832-6506

✉ : santama_sk@yahoo.co.jp

当会の活動をご紹介します！

定例会【月1回】

時間：毎月第3

もしくは第4土曜日午後

場所：立川市総合福祉センター

※日程場所は変わることがありますので、見学をご希望の方はメールや電話等でご連絡ください。

セミナー【年に1～2回】

当会のメンバーや外部から講師を招き、成年後見制度や年金制度、終活にともなうお墓やご葬儀のセミナーを開催しています。

勉強会【年に1～2回】

テーマをもとに、少人数で和気あいあいと情報交換なども交えながら勉強会を行っています。
開催例：成年後見制度の実践例、ACPなど

エンディングノート事業

当会オリジナルのエンディングノートを作成し、市内の包括支援センターなどで出前講座を行いました。



サロン事業【毎週土曜日】

ラジオ体操(ぴんぴんサロン)を行っています。

場所：中里公園(西砂町2丁目)

・7月～9月 8:30～

・10月～6月 9:30～

登録団体として活動しています！

◆平成23年3月から立川市社会福祉協議会『市民活動センターたちかわ』の登録団体として認定を受けて活動しています。

定例会のご見学
セミナー・勉強会
ラジオ体操等へのご参加
お待ちしております！